



小田原厚木道路（旧）大磯インター跡地に墓地経営許可、再度、反対する陳情

1. 陳情の要旨及び理由

平成23年2月9日付けをもって、本町議会議長宛に提出した陳情書は、同年3月16日付け本会議で総務建設常任委員会、同委員会において、中崎町長及び所管各課部長並びに本町議会議員で陳情審査（議論）結果「趣旨採択」を、どう判断したのか、全て（無視）。また、陳情者にとっては、次の事実事柄に関係する物事の成立に欠くことの出来ない、重要意味を持つ、住民陳情者を、ばかにしているのでは、？。

2. 陳情事項

- (1) 平成23年4月11日付け大磯町、都市建設課担当部署は、同年4月22日付け勝手に（水利権利者、個々同意取得等は無視）財産引継書を、作成した違法行為。又水利使用権利組合（以下「組合」という。）個々各位に水路の廃止に関わる事柄について、本町担当部署は、法令で定める規則に従って行うのが常識、に拘る事を対処すべき重要な事務、通知・議論・説明会の開催、且つ、水利使用権利者個々各位が水路の廃止を、前提とした必要添付書類等、同意承諾書・署名捺印・個々印鑑証明書等を取付けた上で、水路の廃止を実行するのが、本町担当部署の重要な義務、それを尊重する立場を知りながら、全て無視し、水路の廃止を行使実行した。
- (2) 平成23年9月1日、同日付大磯町長（以下「甲」という。）と濱野太郎（以下「乙」という。）との間に次のとおり土地売買契約を締結する。趣旨採択を、どう受けとめ、判断したのか、全て（無視）。
- (3) 本町担当部署は、平成10年町民1000人のアンケート調査は、霊園建設を、認めるか、認めないか、物事の調査で、今回の需給基数1000基とは、無関係のアンケート調査で、次の会議、平成26年12月25日付、土地利用事務調整連絡会議・同年12月12日付、議員全員協議会会議・平成27年1月13日付、議員全員協議会会議等で、需給基数1000基とは別問題で意味が無い説明、それを、中崎町長は、神奈川県「許可」所管部署に意見の回答、前提内患模索で、その場を切り抜けるまやかし、且つ、見え透いた権道回答書を県に提出、対象行為が不当、違法行為である、趣旨採択を、どう受けとめ、判断したのか、？。

(4) 平成26年5月8日付け中崎町長宛、墓地建設計画の撤回を求める意見書の提出、総務政策、町長秘書が受理したことによって、川村は、中崎町長との協議を申し出たが(同年8月1日から末日間)町長秘書、大沢氏に尋ねたら、町長が合う必要が無いと告げられた、のは、可笑しいのでは、大磯町自治基本条例とは、何のためにあるのか、また、趣旨採択を、どう受けとめ、判断したのか、全て(無視)?。

(5) 墓地開発隣接地には、大規模農耕地(雨流坂)が存在している、その全ての水流流出量の実体調査を実行、平成16年6月13日、同日付(流出量1.414m³)本町担当部署に函面・関係書類等提出済、又隣接地の崖崩壊実例、水害による土砂崩壊4件、道路一週間通行止めとなる。又生沢字後山984-1他(3筆)に墓地等経営許可(埋蔵墓地)された土地内の水路に(雨流坂)農耕地から流出する水流が、流下しているのが現状で、洪水が発生すると、埋蔵納骨が小田原厚木道路方向に流下する、おそれがあるのでは、?。又本町都市建設課、担当部署に書面を提示したが、責任に応じた事務に従事することなく、けんもほろろ(怠慢)どう受けとめ、どう判断したのか、?。

(6) 小田原厚木道路大磯インター跡地、中郡大磯町生沢字後山984-1他(3筆)に墓地開発(神奈川県指令平土第61008号)許可に関する、意見の事実事柄に関係する物事の成立に欠くことの出来ない重要意味を持つ、上記、事柄について、追訴、現在は車社会、大磯インター(登り、下り)墓地建設は、環境・景観・渋滞等に影響を及ぼす事業、この場所は、大磯にとっては心臓部分(イメージダウン)又宗教法人(税金は、全て無税)一事業者の営利目的だけの土地利用に関する事柄について、本町行政担当部署は、趣旨採択を、どう受けとめ、判断したのか、?。

以上の事柄について、町議会議員各位は、容認するのか、?。

追試、住民納税者は、汗だくになって、四苦八苦しながら税金を支払っている、本町職員並び重職の方々も、汗だくになって、納税上昇のまちづくりを目指すのが本来の使命ではと、思うが、?。以上

平成27年4月13日

大磯町議会議長

奥津勝子様

〒259-0112

陳情者 住所 中郡大磯町国府新宿455-202
氏名 川村 春雄

連絡先 080-6637-5619